

令和元年10月6日  
石田自治会  
会長 飯原 和夫

個人情報の保護に関する法律  
平成15年5月30日施行  
改正個人情報保護法  
平成29年5月30日全面改正施行

## 石田自治会個人情報取扱抜粋

### 第一章 総 則

#### 第1条 目的

この個人情報を取り扱う事業者(自治会長)の遵守すべき義務等を定め個人情報の適正な活用を図ると同時に個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### 第2条 基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみその適正な取り扱いが図られなければならない。

### 第二章 個人情報取扱事業者の義務等

#### 第3条 趣旨

法は、平成29年5月30日以降、自治会を含む事業者に対して改正個人情報保護法に沿った取り扱いを求めている。こうしたことから当自治会においても適正な運用を行うべく取扱抜粋を作成し万全を期することとした。

#### 第4条 利用目的の特定(法第15条)

個人情報を取得する時は、その使用目的を本人伝える。または取得後に使用目的を掲示、回覧等で公表しなければならない。

#### 第5条 目的外利用の禁止(法第16条)

個人情報は、決めた目的以外のことには使用してはならない。

※個人情報を取得する時に明示した目的以外には使用できない。

例 自治会が会員への連絡のために取得した個人情報を地域サークルの勧誘のためには利用できない。

※公表した目的以外で個人情報を利用したい場合は、改めて本人から同意を得ること。

#### 第6条 第三者提供の制限(法第23条)

あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。

※除外事由

- 1 法令に基づく場合（警察等からの照会）、人命にかかわる場合で本人からの同意を得ることが困難な時
- 2 災害時に業務を委託する場合（例 配送業者に配送先の住所・氏名を渡す場合）などは同意なしで情報提供できる。）

第7条 適正な取得(法第17条2項)

要配慮個人情報、あらかじめ本人の同意なく取得することは出来ない。

※除外事由

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合でかつ本人の同意を得ることが困難な時は例外として本人の同意がなくても取得できる。

※要配慮個人情報とは、個人情報のうち「人種、信条、病歴、犯歴、犯罪による被害事実、障害、健康診断、検査の結果、医療関連事項、刑事事件、少年の保護事件に関する情報等」を言う。

第8条 開示(法第28条)

本人からの「個人情報の開示」請求には応じなければならない。

第9条 訂正(法第29条)

本人からの個人情報の訂正要求があったときは応じなければならない。

第10条 安全管理措置(法第20条)

取得した個人情報は漏洩することないように安全に管理すること。

※安全管理に求められる要点

- 1 個人情報の取得・利用等の基本的な取り扱いを決めたルールを作り周知すること。
- 2 秘密保持のルールを作り名簿を取り扱う担当者に対しては研修を行う
- 3 許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにする。
- 4 漏洩や紛失を防ぐために名簿等は鍵のかかるロッカー等で保管する。
- 5 パソコン上の名簿はパスワードを設定し、かつUSB等の使用で分離する。
- 6 漏洩や紛失したときは遅滞なく会長に速報する。
- 7 インターネットに接続されているパソコンでは、一切使用しない。

第11条 苦情申し出(法第35条)

個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先が分かるように明示するなど必要な体制を整備し、苦情申し出があったときには適切かつ迅速に対応すること。

第12条 個人情報の取扱いの記録等(法第26条)

個人情報を、第三者に渡すときには、その記録を残し原則3年間保存する必要がある。

※自治会会員名簿を配布するときは、配布先を記録して保存する必要がある  
また第三者から個人情報を貰う時には「氏名」、「第三者がその個人情報を取得した経緯等」を確認し、その記録を原則3年間保存すること。

注) 記録は「3年間保存」との定めは、個人情報保護委員会規則の定める保存期間を準用

のである。

※例えば電話帳など不特定多数の人がいつでも入手できるものに関しては除外される。

#### 第 13 条 罰則(法第 83 条)

個人情報取扱事業者若しくはその従事者は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用した時は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる

例 従業員、構成員が個人情報を不正に持ち出し売ってしまうなどを行った場合は、法により懲役または罰金刑が科せられる。

#### 第 14 条 取扱基本 3 原則

##### 1 持ち出さない

パソコン関係資料等は持ち出さない。

##### 2 持ち込まない

ウイルス感染防止のため私用機器は持ち込まない

##### 3 放置しない

個人情報を表示したままパソコンを放置しない。

付則 令和元年 10 月 6 日施行

個人情報に関する同意・ご協力について（お願い）

令和元年 11 月 3 日

石田自治会

	項 目	記 事 内 容	備 考
同意 と 協 力 の お 願 い 事 項	調査内容	自治会が、個人情報としても求めているのは各世帯別代表、若しくは替わるべき人の住所・氏名・電話番号のみです。	
	利用目的	○会員名簿作成 ○役員構成表作成（配付用） ○会費集金名簿作成 ○安否確認調査資料作成 ○敬老事業に伴う該当者資料作成	※必要に応じて、本人同意のうえで増減
	調査方式	回覧方式に対する同意と協力 1 同意 法は、個人を特定するような事項についてはすべて「同意」を求め事業主の義務と課しています。この趣旨に背くことなく自治会も回覧方式に対する同意、ご協力をお願いします。 2 回覧方式のやむを得ない理由 (1)費用は、すべて会費での賄いには限界がある。 例えば、 個別調査票は、用紙、印刷、封筒代金がかさみ他の事業運営への支障も懸念される。 (2)庶務担当者 1 名での対応には、限界がある。 (3)自治会が求める個人情報は、表札や電話帳などに掲載・表示されていることもある素朴な内容に終始している。	※毎年行う 会員調査表
	配慮・お願い 事項	名簿（調査表）回収時の保秘に配慮した具体策 1 一般住宅では、代議員が回収した名簿は封印した状態で総代、理事経由で庶務担当者に手交する。（途中閲覧者の排除） 2 集合住宅、とりわけマンション会員は、代議員制がないので各階の回覧最終世帯者が封印し、総代以下手順に従って担当理事経由で庶務担当者に手交する。 3 回覧にて提出お断りの世帯は、各自の用紙に記入し、封筒に部屋番号を記入し封印したものを、総代（とりまとめ責任者）経由で、提出してください。	※各自の用紙、封筒を使用する場合は、個人負担となります。
その他	令和元年 11 月 3 日総代会で説明	石田自治会は個人情報保護法・取扱抜粋に基づいて、会員の個人情報を適正に取り扱います。令和元年 11 月 3 日の総代会でご説明をし、了承を得ておりますが、お気づきの事項があれば、何時でも役員までご連絡ください。	